

千葉市立海浜病院災害拠点病院運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 災害拠点病院として、災害発生時及び新興感染症まん延時における医療体制の充実・強化を図るため、千葉市立海浜病院災害拠点病院運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害・防災等訓練の計画と実施に関すること
- (2) 大規模災害時及び新興感染症まん延時の事業継続計画を管理・運用する事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進に関すること
- (3) 災害医療の教育・啓蒙に関すること
- (4) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）と医療救護班の派遣援助に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害発生時及び新興感染症まん延時の医療体制全般に関すること

2 前項第1号の事務は、必要に応じて他の関連する委員会と合同で行うことを妨げない。

3 前項第2号の事務は、第3条第1項の別表に掲げるコーディネーターが担当者として中心的な役割を担うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた委託職員を委員として任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、院長の指名する副院長又は診療局長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長の指名する診療科部長以上の医師並びに看護師長及び事務長補佐をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(下部組織の設置)

第7条 委員会は、DMATの活動を容易にするため下部組織としてDMAT委員会を設置する。

2 DMAT委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

(別 表)

委員長	副院長又は診療局長
副委員長	診療科部長以上の医師 看護師長 事務長補佐
委員	医師(数名) 看護師(各部署から1名程度) 薬剤師 臨床検査技師 診療放射線技師 理学療法士 臨床工学技士 管理栄養士 MSW(又はPSW) 事務局(総務班、管理班、医事班、夜急診班)主査
コーディネーター	院長 事務長 看護部長 医療安全室長 感染対策室長 その他委員長が指名する者